

新型コロナウイルス感染者拡大に伴う注意について

緊急事態宣言解除後、新型コロナウイルス感染症の感染者がここ数日で急速に拡大している状況を踏まえ、沖縄県は、感染急拡大を封じ込めるための緊急特別対策期間を3月29日から4月21日まで実施するとし、沖縄本島の中南部市町村の飲食店等を対象に、4月1日から4月21日までの期間、営業時間短縮要請することを発表しました。

宮古島市については、現在、感染拡大傾向にはないことから、市内飲食業等は営業時間短縮要請対象には入っていませんが、宮古島市でもここ1週間連日で接待を伴う飲食店での感染者が確認されており、感染対策を緩めると感染が拡大する可能性が高まっています。

特に春休みに入り、観光客や、転勤等で人の出入りが多くなっており、歓送迎会等により、今後の感染拡大が危惧されることから、飲食店の皆様にはこれまで同様しっかりした感染対策を徹底して頂きますようお願いいたします。

また、市民の皆様や島外からの観光客、転入者、帰省者等の皆様についても次の点にご協力頂き、感染対策の徹底と島内へのウイルスの侵入防止に、ご協力をお願いします。

1. 島外から渡航される皆様については、出発地で事前にPCR検査を受けて頂くか、那覇空港におけるPCR検査を受けて頂きますようお願いいたします。

また、島内においては、陰性であっても、マスクの着用、手指消毒、三密を避ける行動等、感染対策を徹底して頂きますようお願いいたします。

2. 市民の皆様は、県内での感染拡大傾向にあることから、引き続き感染対策の徹底と、不要不急の島外への渡航については自粛をお願いします。

また、宮古島を離れ、新生活を予定している方もいると思いますが、しっかりと感染対策を実施し、健やかに新生活を送って頂きますようお願いいたします。

3. 来週には入学式もあります。入学祝いを予定されている地域もあると思いますが、大人数での会食は自粛して頂き、感染対策を徹底し、家族のみで新入生の祝福をして頂きますようお願いいたします。

4. 市内飲食店事業所等におきましては、引き続き従業員の健康管理の徹底と、利用者へのマスク着用、手指消毒、店内の換気、三密を避ける行動、来店者名簿への記載協力をお願いいたします。

4月からは、高齢者へのワクチン接種も始まりますが、多くの市民の皆様が接種できるまでにはまだ、時間がかかります。

沖縄県の緊急事態宣言が解除されたことから、新型コロナウイルスによる感染拡大前の生活に戻ったと勘違いされている市民が多いように感じますが、決してそうではありません。

新しい生活様式の実践は引き続き必要であるということを確認して頂き、市民の皆様には、気を緩めることなく、感染対策を徹底して頂きますようご協力を強くお願いいたします。